



マリア・ミースの「自己決定権」論について(第二回
コロキウム)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-07-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 萩原, 弘子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00005005

1994年度第2回コロキウムについて

1994年度第2回コロキウムは、94年9月にカイロで開かれた国連主催の「カイロ国際人口・開発会議」のNGO会議に出席された船橋邦子さんをお招きして行なった。船橋さんが運営委員を務める「女性と健康ネットワーク」は、カイロ会議に日本の女の声を届けよう、とりくみの遅い日本政府を動かそうということで1993年から準備を重ねて結成されたものだ。船橋さんの発表のあとに本学研究資料室の萩原がした発表では、環境、開発、人口政策についての発言が多いエコフェミニズムを論じる必要があると考えて、その代表的論者マリア・ミースをとりあげた。まず午前中に船橋さんに発表していただき（前掲の論文がコロキウム発表をもとにご執筆いただいたもの）、少々の質疑応答をしてから昼食休憩にはいった。午後は萩原が発表ののち、残る時間で2人の発表内容にかかわる討論を行なった。以下は、萩原がした40分程度の発表の内容をもとに執筆したものである。あわせて、討論の一部を掲載する。このコロキウムには学外から14人の方が参加され、多彩な議論が行なわれたが、船橋さんがその内容を踏まえて論文にしてくださった点もあり、また紙数に限りもあるため、いくつかの論点に関するものだけをここに紹介することにさせていただく。

マリア・ミースの 「自己決定権」論について

萩原 弘子

1994年春に、国際交流基金が日欧女性交流事業の一環としてヨーロッパから招いたマリア・ミース、クラウディア・フォン・ヴェールホフたちと、日本のフェミニストたちが集まっていくつかの国際会議が行なわれた。そのひとつ、フェミニズム国際シンポジウム「女性の不払い労働と世界システム」の報告が『情況』7月号に掲載されている。¹⁾ また、『世界』10月号は「女性と環境」という特集を組んで、綿貫礼子の論文「『共生（シンビオシス）』という価値を求めて」と、ミース、ヴェールホフが来日時に

した講演内容などを掲載している。²⁾

私はマリア・ミースの仕事に多くを学んできたのだが、昨今の彼女のエコフェミニズムへの傾きには疑問を抱きはじめてたところだった。ミースは、1979年から1981年までオランダのハーグにある社会学研究所で女性学講座の長を務め、マルクシズムに立つ第三世界研究の一つの中心とも言うべき同研究所に女性学の拠点をつくった人として知られている。代表的な著作に*Indian Women and Patriarchy* (1980)、*The Lace Makers of Narsapur* (1982)、*Patriarchy and Accumulation on a World Scale* (1986)、*Women: the Last Colony* (1988)がある。ミースが80年代初めに発表した研究は、それまでの第三世界研究の枠を打ち破るものとして高く評価されてきた。在米のインド人フェミニスト、チャンドラ・モハンティは、*Third World Women and the Politics of Feminism* (1991)のなかで、欧米の第三世界研究者は固定的な「第三世界の女性」という像をあらかじめ前提して調査に臨むことが多いと指摘し、第三世界の女性を等し並みに「奪われるばかりの受け身で無力な犠牲者」と見るような研究を批判している。そのモハンティが例外としているのがミースで、特にインド人女性の内職労働と世界経済のつながりを論じた82年の著作をあげて、毎日の労働の具体的実情に沿った研究を評価している。特にミースが、インド人女性に接するのに研究対象物としてでなく、労働の主体として、また自分たちの状況を変える主体として敬意をもって接し、同時に「インドの女性」とひとくくりにして一般化することを拒否している点を、モハンティは高く評価している。³⁾

さて、『情況』と『世界』に掲載されたミースの発言は、かつての社会主義フェミニストからエコフェミニストへの彼女の変身を確認させるものだ。ただし、ごく短いうえに、録音テープから起こした文章によくある荒らっぽさがあって、ミースのエコフェミニズムをきっちり検討するための材料にはならない。ミースの思想的軌跡については、いずれどこかでちゃんと追いかけてみたいと思っているが、ここでは、彼女が1993年にインド人ヴァンダナ・シヴァと出した本 *Ecofeminism* (Zed Books)の自己決定権について論じている部分を取りあげ、その問題性を指摘したい。なおこの本はミースとシヴァの共著だが、章によってミースひとりが書いた章、シ

ヴァひとりを書いた章、また二人による章がある。以下でとりあげるのは、ミースひとりによる章である。

ラトガーズ州立大学グループとアンドルーズ

同書のなかで、ミースが自己決定権について集中的に論じているのが第13章「(分割できない) 個人から分割可能な存在へ：生殖のオールタナティブがそろそろスーパーマーケット」と、第14章「自己決定権：ユートピアの終極？」である。⁴⁾ この前に置かれた12章で、生殖関連の新技术の性差別性、人種差別性を指摘したミースは、続く13章では、この新技术をとりまく政治的、経済的動向を追いながら、新しい産業分野になりつつある生殖新技术開発に対する根本的な批判を展開している。私は、12-14章にある生殖新技术開発に対するミースの批判は的確なものだと思う。

13章でミースがとりあげているのは、ラトガーズ州立大学のグループによる1987年の研究プロジェクト「1990年代のための生殖関連諸法」⁵⁾である。そのなかでもロリ・アンドルーズがプロジェクト研究の一部として発表した論文“Feminist Perspectives on Reproductive Technologies”⁶⁾を問題にしている。アンドルーズおよびラトガーズ州立大学グループが、徹底したプロ・チョイス派の立場にあることは知られている。生殖の専門家が集まる American Fertility Society の倫理委員会は、生殖産業の全面的自由化実現のための法改正、法的規制解除を主張しているが、アンドルーズは同委員会メンバー中で唯一の女性である。ミースが批判するのは、アンドルーズおよびラトガーズ州立大学グループの、以下のような立場である。

一般に、体外受精、生殖系列細胞の人工的改変といった生殖関連新技术の開発について、推進派がよく主張する目的は「不妊女性のため」「不妊カップルのため」というものだ。しかし、ミースによると、アンドルーズはそういう表現を使っていない。アンドルーズは、生殖関連新技术を「生殖に関する(複数) 選択肢(reproductive options, reproductive alternatives)」にとらえ、人々の「生殖の権利(reproductive rights)」を拡大するものとしている。「中絶と避妊という、生殖に関わる選択権の

法的根拠である合州国憲法は、人工受精、胚提供、代理母出産などを利用する個人の自由も保障する」⁷⁾というのがアンドルーズの考えである。彼女にとって、生殖に関する選択権は基本的人権であり、生殖関連新技術の開発は生殖に関する選択権の拡大である。

ミースは、ラトガーズ州立大学グループのメンバーであるナンシー・ガートナーが5項目にわたって定義する「生殖の権利」にも言及しているが、ガートナーの定義を見ると、アンドルーズの立場がグループ内で特殊なものではないことがわかる。ガートナーによる5項目の定義とは次のようなものだ。

「(1)州および連邦の憲法が保障するかぎりにおいて、中絶をする法的権利を行使することを、女性が個人として選択できる。

(2)州および連邦の憲法が保障するかぎりにおいて、不妊となる法的権利および不妊化を拒否する法的権利を行使することを、彼／彼女が個人として選択できる。

(3)出産にいたるまで妊娠を維持することを、個人として選択できる。

(4)妊娠を避けるための薬剤その他の合法的処方を受け、利用する選択権を個人は有する。妊娠を避ける方法とは、受精卵の着床を妨害する、あるいはほかに、受精前に妊娠を阻止する、また受精直後に阻止する方法も含む。

(5)試験管内受精、人工受精、その他、どんな方法によってでも妊娠する権利を個人を有する。」⁸⁾

上記中(3)は、要するに普通の妊娠、出産であり、これを人工受精や試験管ベビーと同列に並べて、それらのいずれをも選択できることを「生殖の権利」とするのがラトガーズ州立大学グループの考え方である。(3)も含めて5項目に共通するのは、医療専門家への依存であるとミースは見る。⁹⁾しかし、アンドルーズはこの5項目にさらに付加して、生殖の権利とは、性交渉を経ずに生物学的繋がりをもたない子供の親となる契約を結ぶ権利を含むという立場をとる。つまりこれは代理母を雇う権利だが、同時に代理母となる権利も保障すべきだと言い、さらに精液、卵、胚を売る自由を制限する現在の法規制の撤廃を主張する。

また、ミースは14章で、アンドルーズのもうひとつの論文“*My Body, My Property*”¹⁰⁾に言及している。これは上記のプロジェクト研究以前に発表されたものだ。アンドルーズは、精液、卵、胚および生殖器官だけではない、すべての身体器官売買の徹底した自由化論者として知られる。ミースによれば、この論文でアンドルーズが主張するのは、あらゆる身体器官は本人の財産であり、財産である以上、その所有主はそれを売買する自由を有するのだから、その自由を阻む法的規制を撤廃せよということである。

ミースによる批判

さて、アンドルーズおよびラトガーズ州立大学グループに対するミースの批判に、私は大きな異論はない。ミースの批判点を要約すれば、次のようなものだ。

まず第1に、生殖関連新技術に対する批判的視点がないこと。ラトガーズ州立大学グループの研究は、フェミニズムの立場をうちだしてはいたが、生殖新技術の開発が女のために行なわれているわけではなく、企業利益追求や、国家間の科学技術開発競争のために行なわれている現状を批判することはしない。それが女の生殖機能の徹底した商品化につながるものであることを批判的に見る視点もない。

第2に、女のなかの人種的、階級的不平等についての視点がないこと。彼女たちは、現実になかのなかに不平等があることを見ない。どんな人種、階級の女でも、技術開発によって拡大した生殖の諸権利を同じように行使できるわけではない。生殖関連新技術を利用して恩恵をこうむる立場の女と、生きるためには自分の生殖機能を売りに出し、商品として提供して、搾取される側にしかなりえない立場の女がいる。

よくわかるのは代理母の問題である。アンドルーズは代理母に産んでもらう権利、代理母になる権利のどちらも女にはあると言うが、同じひとりの女が、代理母に子供を産んでもらったり、自身が代理母になったりすることは実際にはありえない。

第3に、国家的規模の遺伝子チェック、スクリーニングの容認につな

ること。アンドルーズ自身は、体制が個人の遺伝学的情報を把握し、管理することにつながる大規模で組織的な遺伝子チェックには賛成しないという。しかし、アンドルーズが言う生殖の権利のなかには、遺伝的障害をもつ子を避ける権利も含まれており、それは当然、出産前の遺伝子チェックを認めないことには保障できない。また、代理母契約をする権利を認めるなら、その契約時に依頼者の希望どおりの子供を産む遺伝的条件（人種の別や、遺伝病の有無など）をそなえた代理母かどうかというチェックを認めないわけにはいかない。さらに、あらゆる身体器官の売買の自由という主張も、自由化にともなう遺伝疾病、感染の拡大を避けるためには、遺伝学的なチェックの徹底は避けられない。こうして結局、アンドルーズが言うような個人の選択の自由の拡大は、個人の身体に関する情報が国家に管理される体制を招く。

第4に、女の無能力という通念に対して、アンドルーズたちが、「フェミニスト的とりくみ」として女の有能を証明しようとすることの誤り。ミースは、代理母が子の親権を主張して依頼者夫婦と争った、有名なベビーM事件の判決についてのアンドルーズの発言を引き、彼女が「フェミニスト」としてする発言を批判している。

1987年にニュージャージー高等裁判所が出したこの裁判の判決は、親権を主張する代理母（産みの母）の訴えを退け、契約は履行されるべきであるとされた。この判決に賛成するアンドルーズの論理は、女の契約履行能力を証明するために代理母契約は尊重されるべきだというものだ。たしかに歴史のなかで、長年にわたって、女は契約を履行する能力に欠けると考えられ、それが女を法的無能力者として財産所有権、処分権、相続権から排除する論拠となってきたことはまちがいない。アンドルーズは、諸法の背後にあるこういう女性観をくつがえすために、代理母契約を履行すべしという判決を支持する。もし代理母に、彼女が産んだ子の親権を認めれば、女の有能を証明しようとして闘ってきた女の運動の成果を危うくするとアンドルーズは考えている。これに対してミースは、諸法の論拠となってきた女の無能力という見方については、その見方は女性差別的で父権的であると批判すればよいのであって、なにも女の有能を証明することはないと言っ

ている。¹¹⁾

「自己決定権でなく共生(symbiosis)を」

さて、アンドルーズを含むラトガーズ州立大学グループが主張する、生殖選択の自由化とそれを保障する法制度、およびアンドルーズが言う身体器官売買の自由を保障する法制度に対する、以上のようなミースの批判に異論はない。そういう制度のもとでは、いったん代理母、胚の売買などの契約に署名してしまったら、自分の身体、自分の生殖能力に関する決定権を行使してはいけないことになり、現実社会の貧富の差と女性の経済力を考えれば、ミースの言うとおりの、結局は女の体の全面的な商品化に道を開くことになるのはまちがいない。

しかし、アンドルーズならびにラトガーズ州立大学グループを批判するミースが、もう自己決定権の確立をフェミニズム運動の目標とはしないと行って、そのかわりに「共生(symbiosis)」を主張するのを見ると、ミースのラトガーズ州立大学グループ批判にも疑問がわいてくる。アンドルーズおよびラトガーズ州立大学グループはたしかに批判すべきだが、問題はミースが彼女たちを自己決定権を求めて闘ってきた近代フェミニズムの典型と考えている点である。*Ecofeminism* の本のなかで、ミースは近代フェミニズムをごく単純に「男に追いつけ」思想であるとしている（これはこの本全体を貫く思想で、本のあちこちで言われているが、たとえば、第1、4章を見よ）。アンドルーズにとっての女の解放とは「全面的に父権的な資本主義の経済的、法的システムに、女が（男と）対等に参加すること」¹²⁾であるというミースの批判を見ると、アンドルーズの「生殖の権利」論、身体売買の自由という主張こそは「男に追いつけ」という近代フェミニズムの典型だとミースが考えていることがわかる。

「かつての女性運動、そして一部の新しい女性運動の女たちを戦闘的にするものは、あらゆる近代的憲法に書きこまれているこの（自己決定権という）基本的な権利が女には適用されないという事実である。つまり、女は自分について決定する権利を認められていなかった。特に自分の体について決定する権利は認められておらず、女の体は他者

の財産としてあつかわれ、医者、政治家、聖職者、そしてもちろん男一般に占領された領域であった。特に女の生殖器官と生殖能力はこの占領に苦しめられてきた。だから、女にとって、自己決定が意味するのは、まず占領からの解放、他者、男、父権的な社会権力に決定されるということの終了であった。自己決定の要求は、したがって、自分を守る権利という、抵抗の権利にもとづく防衛的なものであった。

さらにこの理念はユートピア的な要素を含んでおり、それはいまでも変わらない。自律し自己決定をする女というのが、闘いのゴールだと女たちは考えていた。

最近までそれは私のユートピアでもあったが、おそらく私は、この理念の背景と行く末について十分にものを考えていなかったようだ。新しい遺伝子工学、生殖技術に反対する闘いをするなかで、私はこれまでとは違う理解に達した。特にラトガーズ州立大学グループのフェミニストたちが書いた論文を読んでからはそうである・・・¹³⁾

そして、もはや「男に追いつけ」思想に立って、男と同じように自己決定権を女が手にすることを目標にするというフェミニズムではだめだと考えるミースは、自己決定権をフェミニズムの目標から降ろすことを、第14章の最後ではっきりと宣言している。

「自己決定を求める女の要求は科学技術に向けられ、科学技術が安全な避妊や安全に母になれることを実現してくれると考えられている。そこで多くの人が見過ごしているのは、そうすることで女たちは、女の妊娠能力や不妊を種に世界規模の商売をしている多国籍企業、利益優先の製薬会社の手に、これまで以上に自分の体をあずけることになるということだ。いったい『自己決定』の現実はどうだろう。女たちにあるのは、複数のピル、避妊リング、ペッサリー、中絶方法から『自己決定』する選択肢である。・・・女たちはピンクのピル、緑色のピル、金色のピルのなかから選択する許可をもらうことで、『自己決定』『選択の自由』を手に行っているという幻想をもちつづける。しかし、女の体を傷つけない避妊法が存在しないことは、女にもわかっている。現実には、自己決定は『スーパーで商品を選ぶ自由』になり

さがってしまった。ということは、自己決定とは、われわれ自身の一部について他者が決定すること、もしくは、われわれがつくる共生を傷つけることを意味する。

こうしたつながりが明らかになってくると、私はフェミニストのユートピアを表わすのに、無邪気に自己決定権という概念を使うことはできない。」¹⁴⁾

アンドルーズならびにラトガーズ州立大学グループは、遺伝子工学研究の一等国でありつづけようとするアメリカの国益や、生殖技術開発の全面的自由化を望む産業界の意向に沿うような発言をする人々であって、決してフェミニズム運動（アメリカの、また広く西洋のフェミニズム運動）の中心にいるわけではないし、その発言内容は代表的、典型的フェミニストのものではおよそない。たとえばベビーM事件で、圧倒的多数のフェミニストが支持したのは親権を主張する産みの母のほうであった。アンドルーズたちを批判するのに、近代フェミニズム全体を批判する必要はない。アンドルーズたちに対しては、彼女たちが主張する自己決定権は自己決定権ではない、と批判すればよいのであって、彼女たちが言う選択の自由の市場経済的拡大を自己決定権という理念の実現と見て、その理念を葬るべきではない。

すでに明らかだと思うが、ミースは「自己決定権ではなく共生を」と言っている。共生(symbiosis)は、自己決定権の理念を否定して主張されているのである。ミースは「共生」を「生きた諸関係」¹⁵⁾とも言う。本書冒頭で、彼女は「共生」について次のように言っている。

「自然のなかの、また人間社会のなかの『共生』あるいは『生きた相互連関性』だけが、この惑星で生命が全幅の意味で生命としてつづいていくことを保障するものだ。」¹⁶⁾

自然と人間を対立的なものとしせず、自然を征服対象としないエコフェミニズムの核となる理念が「共生」である。「共生—シンビオシス」と言えば、なにか素敵に新しい理念のように聞こえるが、私は、自己決定権を否定して彼女が唱える「共生」に疑問を抱く。「和」や「協調性」「イエ」を優先させて、女が個人として自分の生について決定することを抑えこん

できたこれまでの社会の諸関係と、それはどう違うのか。この疑問は、「共生」という理念をうちだす以上、まず解決しておかなければいけないものはずだ。しかし「共生」が、個の決定を封じこめる社会的諸関係とどう違うのか、そういうものにならないどんな歯止め機能が働くのか、はこの本ではわからない。この疑問を解決せずに「共生」を主張できるとミースが考えているなら、私の疑問はいよいよ深まる。

さて、もうひとつ私にとって疑問なのは、日本でエコフェミニストの立場で発言する人たちのあいだでは、「共生」と自己決定権が調和的なものととらえられていることだ。たとえば『世界』掲載の綿貫礼子の論文は、「リプロダクティブ・ヘルス」を尊重することが「共生」を実現するという主旨で書かれているが、自身のその主張が、「共生」という言葉を使う代表的エコフェミニストであるミースの主張と対立していることは意識されていない。そもそも「リプロダクティブ・ヘルス」というのは、女の自己決定権を土台とする概念である。別にミースと違っていてもよろしいのだが、わざわざミースを招んだ以上、自己決定権に対する彼女の否定的立場についてこそもっと議論してほしかった。その点を議論せずに、ミースと一緒に「共生」を主張することなどできないはずだ。

エコフェミニズムの問題点、その他

萩原がコロキウムでした発表では、このほかに、ミースのボーヴォワール論にも言及した。しかし正直言って、ミースのボーヴォワール論は論ずるに値しない興醒めなものだ。ボーヴォワールは、女の体を女の自己決定権の敵ないしは障害とみなし、自然と文化、動物性と人間性という二元論に立って、前者を克服／征服して後者を実現することをめざし、ヘーゲル以来の近代啓蒙主義の系譜にある、なんぞという雑駁で誤ってもいるミースのボーヴォワール論については、いずれどこかで丁寧に批判することにして、ここではこれ以上触れない。

最後に、口頭発表のまとめとして、ミースだけでなく、エコフェミニズムという思想がもっている問題点を4つあげた。第1にその反近代主義である。ミースも、西洋白人男性並みになることで平等を実現しようとする

と環境破壊が進んでしまうとして、近代フェミニズムの「追いつけ」理論を批判している。しかし、近代フェミニズムは、そんな単純なことをめざすものではなかったし、「追いつけ」理論を批判してきたフェミニズムの流れは決して近代フェミニズムの傍流ではない。第2がその反フェミニズムである。エコフェミニズムの母性主義的傾向、女が個としてする決定より、次世代を産む性としてもつ女の自然を優先する傾向がある。第3が spiritualism で、これは自然や女性性をファンタジー化、ロマン化する傾向を指す。第4としてあげたのが essentialism で、これは「女こそが環境破壊を止められる」といった言い方に見られる生得論的本質主義である。

ヴェールホフは来日時に、環境というものは「基本的には、また特徴としては、女性の世界です」とか、「古くからある、強力な女性のエコロジーの感覚を再び呼び覚まし、そして自然と生命との協力を」¹⁷⁾と発言しているが、そこにはっきり見られる essentialism や spiritualism について議論を起ささないというのはどうしたことか。ヴェールホフやミースを招いてした会議の「解説」で、上野千鶴子は次のように書いている。

「女性が『環境』を語るのは、なにも女性が『産む性』だからではない。女性が男性にくらべて『自然』に近い、からでもない。男を『文化』に、女を『自然』に割り当てて、『文化』のしりぬぐいを『自然』に押しつける従来型の発想は、もはやだれにも許されない。ミースもまた講演のなかで、『わたしたちは男女ともに、自然の一部であることを学ばなければならない』と指摘する。」¹⁸⁾

この上野の発言は、それ自体としては正しい。女が女だからといってエコロジーを語る特権をもつわけではないという上野の考えには賛成だ。しかし上記の発言は、環境は女性の世界だと言うヴェールホフを批判するかたちでは言われておらず、またミースの言葉のなかでもあまり論争にならないような箇所を引いて、対立点のあることを際立たせまいとする配慮に彩られている。遠くから論客を招んで会議をするのは、議論するためではないのだろうか。

注

- 1) 『情況』1994年7月号、pp.6-81。
- 2) 『世界』1994年10月号、pp.200-233。
- 3) Chandra Talpade Mohanty, "Under Western Eyes: Feminist Scholarship and Colonial Discourses," Chandra T. Mohanty et als(eds), *Third World Women and the Politics of Feminism*, Indiana University Press, Bloomington and Indianapolis 1991, pp.64-65.
- 4) Maria Mies, "From the Individual to the Dividual: the Supermarket of 'Reproductive Alternatives'" Maria Mies and Vandana Shiva, *Ecofeminism*, chapter 13, Zed Press, London 1993, pp.198-217.
"Self-Determination: the End of a Utopia?" *ibid.*, chapter 14, pp.218-230.
- 5) Rutgers Project, *Briefing Handbook: Reproductive Laws for the 1990s*, Rutgers Law School, Newark 1987.
- 6) Lori B. Andrews, "Feminist Perspectives on New Reproductive Technologies," *ibid.*
- 7) Cited by Mies, *Ecofeminism*, p.199.
- 8) Nancy Gertner, "Interference with Reproductive Rights," Rutgers Project, *ibid.* Cited by Mies, *ibid.*, p.199.
- 9) Mies, *ibid.*, p.200.
- 10) Lori Andrews, "My Body, My Property," *Hastings Center Report*, 1986, pp.28-37. Referred to by Mies, *ibid.*
- 11) Mies, *ibid.*, p.204.
- 12) *ibid.*, p.204.
- 13) *ibid.*, pp.218-219.
- 14) *ibid.*, p.227.
- 15) *ibid.*, p.228.
- 16) *ibid.*, p.13.
- 17) クラウディア・フォン・ヴェールホフ「環境としての女性」『世界』1994年10月、p.224。
- 18) 上野千鶴子「『進歩と開発』という名の暴力」前掲書、p.233。

討 論 — 環境破壊とフェミニズム、エコフェミニズムが

批判する近代について、など (文責 萩原弘子)

船橋さんが発表のなかで、NGOの女性団体が力をつけ、国連のさまざまな会議で発言の場をつくってきたことに関連して、そういう場で「女の視点」をうちだしていくことの重要性を言われた。そこで出された質問が、そういう文脈で船橋さんが言われる「女の視点」と、エコフェミニストが主張する「女の視点」はどう違うか、というものだ。実は船橋さんは、この質問への答えを盛りこんで論文(前掲)のはじめに「女性の人権の視点から」と書いてくださっている。つまり、船橋さんの言われた「女の視点」とは「女性の人権の視点」「女性の人権確立という視点」である。これに対して、エコフェミニストの思想には、女こそは自分の体の経験を通して環境破壊を察知できるのだとか、女がもつ女性性こそは環境親和的で、反産業的、反開発的なんだという essentialism があり、そこから「女の視点」という言い方がでてくることがある。こちらのほうはつまり、「女であればだれでもが本能的に備えている視点」ということになり、船橋さんの言われる「女の視点」とは違うことがわかった。

この、女のほうが環境親和的だという考え方は、だから環境破壊を止めさせるのは女の仕事だという考え方につながるが、これは、男に変わることを迫ってきたフェミニズムの功績を掘り崩しかねないものだという指摘がされた。ミースのようなエコフェミニストは、近代フェミニズムとは男並みになることを目標とする運動だとひとくくりにして批判する。しかしフェミニズムの大きな流れは、男並みになることをめざしたのではなく、男にも変わることを求めながら新しい男女の関係のありようをつくろうとしてきた。それを、女こそが環境破壊を止められると言うと、環境破壊を止めさせることはもう男の仕事ではないことになり、男自身も変わるきっかけを失ってしまう。エコフェミニズムは男性支配構造を深く問うて男に変更を迫ることをしない。

また、エコフェミニストには、「環境破壊はリプロダクティブ・ヘルス/ライツを奪う」、あるいは「環境破壊がされたから女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツが侵害された」という順で考える人がいるが、これは

むしろ逆である。今日ほどの環境破壊が起こっていなかった古代や中世でも、女性差別がなかったということはあるにない。家父長制下で女性が差別されるような社会だから、自然環境も破壊されることになったと言うべきだ。

エコフェミニズムは近代批判として主張されている。しかし、そこで批判される近代は、近代のほんの一部の要素を抜きだしたものだ。それをそっくり近代総体だとして批判している。たとえば萩原がとりあげたミースは、個が有する自己決定権を女にも適用せよと運動してきた近代フェミニズムを、「男に追いつけ」思想だと言う。自己決定権を行使できる者の拡大をはなから否定しているわけだ。たしかに、近代は批判されて乗り越えられていくべきものだと思う。しかし自己決定権の拡大を進めていった果てに、だれもが対等の自己決定権を有するようになり、政治、経済を含むあらゆる分野で男女が半々になり、また人口比に見合った人種構成が実現するとき、近代は乗り越えられて次の時代になったということになるのであり、歴史というのはそういうふうには進まない。

エコフェミニズムが批判する近代は断片的というだけでなく、西洋中心的であるという指摘もされた。彼女たちの近代は、ひとり西洋だけの達成として批判されている。しかし、たとえば人権という思想について言えば、最初にこの概念を明確に言語化したのはルソーかもしれないが、その後の歴史のなかでこの思想の成熟に貢献した非西洋人は多い。たとえば、奴隷とされて奴隷制撤廃の闘いをした人々である。以上のような意見がでた。